

千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金交付要綱

制 定 平成18年4月28日付け農整第58号

最終改正 令和6年3月26日付け農振第1569号

(趣旨)

第1条 知事は、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と、これらの保全及び利活用に係る地域住民活動の活性化を図るため、千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策支援事業実施要領及び農村地域運営組織の活動支援事業実施要領に基づき実施される事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該市町村に対し補助金を交付する。

(種目、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種目、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（別表第2に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 4 その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第5条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により補助事業の遂行の状況に関し報告しようとするときは、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在で作成した千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業遂行状況報告書（別記第3号様式）を当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算

して15日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要であると認め、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（処分の制限）

第10条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間は、次のとおりとする。

財産の種類	処分の制限を受ける期間
取得価格が1件3万円を超えるもの	5年

（雑則）

第11条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、それぞれ正副2部とし、所轄農業事務所長に提出するものとする。

附則

この交付要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

平成23年4月1日 一部改正

令和 3年7月7日 一部改正

令和 6年3月26日 一部改正

別表第 1（第 2 条関係）

事業区分	事業種目	補助対象経費	補 助 率
千葉県中山間 ふるさと・水 と土保全対策 支援事業	1 調査研究事業	地域住民活動計画の策定及びそのために必要な調査研究活動に要する経費	当該事業に要する経費の 3 分の 2 以内。 ただし、1 及び 2 の事業を合わせて 3 0 万円／地区を限度とする。
	2 推進事業	農地や土地改良施設を維持保全する活動で、かつ農業農村が有する多面的機能を維持発揮させる地域住民活動の実施に要する経費	
農 村 地 域 運 営 組 織 の 活 動 支 援 事 業	—	農村地域運営組織の機能強化や住民活動の活性化に要する経費	当該事業に要する経費の 3 分の 2 以内。 ただし、1 0 0 万円／地区を限度とする。

別表第 2（第 4 条第 1 号関係）

軽 微 な 変 更
次に掲げる変更以外の変更
1 地区ごとに事業種目の新設又は廃止
2 地区ごとに事業種目別事業費の 3 0 パーセントを超える増減
3 地区・事業区分相互間の間接補助金の流用